

【法令名称】貨物輸出許可証管理弁法  
【発布単位】商務部  
【発布番号】商務部令 2008 年第 11 号  
【発布日】2008-06-07  
【施行日】2008-07-01  
【時限性】現行有効  
【効力等級】部門規則  
【全文】

## 商務部令 2008 年第 11 号

改正後の「貨物輸出許可証管理弁法」は、既に 2008 年 5 月 7 付けで商務部第 6 回部務会議にて採択され、ここに公布し、2008 年 7 月 1 日から施行する。

部長

二 八年六月七日

## 貨物輸出許可証管理弁法

### 第一章 総 則

第一条 資源を合理的に配置し、輸出経営秩序を規範化し、公平で透明性のある貿易環境を築き、我が国が加入する国際公約及び条約を履行し、国家の経済利益と安全を確保するため、「中華人民共和国対外貿易法」及び「中華人民共和国貨物輸出入管理条例」に基づき、本弁法を制定する。

第二条 国は統一した貨物輸出許可証制度を実施する。国は輸出制限する貨物について輸出許可証管理を実施する。

第三条 商務部は全国輸出許可証の集約管理部門であり、輸出許可証管理弁法及び規則制度の制定、輸出許可証管理弁法の執行情況の監督と検査、違反行為の処罰をつかさどる。

商務部は税関総署と共同で年度「輸出許可証管理貨物目録」を制定し、調整し、発布する。商務部は年度「輸出許可証管理貨物級別発行許可証目録」を制定し、調整し、発布することにつき責任を負う。

「輸出許可証管理貨物目録」及び「輸出許可証管理級別発行許可証目録」は商務部が公告形式で発布する。

第四条 商務部が権限を委譲する割当額許可証事務局（以下「許可証局」という。）は全国の各許可証発行機関の輸出許可証発行作業を統一的に管理し、指導し、許可証局は商務部に対し責任を負う。

第五条 許可証局及び商務部駐在の各地特派員事務所（以下「各特派員事務所」という。）と各省、自治区、直轄市、計画単列市並びに商務部が権限を委譲するその他の省都都市の商務庁（局）、対外経済貿易委員会（庁、局）（以下「各地方許可証発行機関」という。）は輸出許可証発行機関であり、許可証局の統一管理のもと、授權された範囲内の許可証発行作業の責任を負う。

第六条 本弁法にいう輸出許可証には、輸出割当額許可証と輸出許可証を含む。輸出割当額許可証管理と輸出許可証管理を実施する貨物については、対外貿易事業者（以下「事業者」という。）は、輸出前に規定に基づき指定された許可証発行機関に輸出許可証を申請し受領しなければならない。税関は輸出許可証に基づき通関申請と検収を受け入れる。

第七条 輸出許可証を売買し、譲渡し、書換し、偽造し、及び変造してはならない。

## 第二章 輸出許可証の申請のための書類

第八条 事業者は輸出許可証を申請受領する際には、真剣に事実に基づき輸出許可証申請表（正本）1部を記入し、印章を捺印しなければならない。インターネット上で申請受領を行う場合、真剣に事実に基づきオンラインにて電子申請表に記入し、これらをかかせる許可証発行機関に送信しなければならない。

第九条 事業者が輸出許可証を申請受領するときは、許可証発行機関に輸出貨物割当額、又はその他の関連許可書類を提出しなければならない。

第十条 事業者が輸出許可証を申請受領するときは、許可証発行機関に対外貿易事業者の登録登記専用印を捺印した「対外貿易事業者登録登記表」又は「中華人民共和国輸出入企業資格証書」又は外商投資企業許可証書（コピー）を提出しなければならない。

## 第三章 輸出許可証の発行根拠

第十一条 各許可証発行機関は、商務部が制定する「輸出許可証管理貨物目録」と「輸出許可証管理級別発行許可証目録」の範囲において、次に掲げる規定に従い輸出許可証を発行する。

(一) 割当額許可証管理を実施する輸出貨物については、商務部又は各省、自治区、直轄市、計画単列市並びに商務部が授権するその他の省都都市の商務庁(局)、対外経済貿易委員会(庁、局)(以下「各地商務主管部門」という。)が下達する割当額の書類と事業者の輸出契約(正本コピー)に基づき輸出許可証を発行する。

(二) 割当額入札を実施する輸出貨物については、商務部が発行する落札事業者リスト、落札数量、「割当額入札貨物輸出許可証申請受領証明書」又は「割当額入札貨物譲渡譲受証明書」及び落札事業者の輸出契約(正本コピー)に基づき輸出許可証を発行する。

(三) 麻薬を生成しやすい化学品の輸出については、「商務部による麻薬を生成しやすい化学品輸出返答書」及び事業者の輸出契約(正本コピー)に基づき輸出許可証を発行する。

(四) コンピューターの輸出については、商務部が許可する「輸出コンピューター技術審査表」と事業者の輸出契約(正本コピー)に基づき輸出許可証を発行する。

(五) 監視監督化学品の輸出については、国家の履行する化学兵器禁止公約作業指導チーム事務室の許可書類と事業者の輸出契約(正本コピー)に基づき輸出許可証を発行する。

(六) オゾン層破壊物質の輸出については、国家オゾン層破壊物質輸出入管理事務室が下達する許可書類と事業者の輸出契約(正本コピー)に基づき輸出許可証を発行する。

(七) その他の輸出許可証管理を実施する輸出貨物については、商務部の許可書類及び事業者の輸出契約(正本コピー)に基づき輸出許可証を発行する。

第十二条 加工貿易における輸出許可証管理に該当する貨物に対しては、許可証発行機関は、商務部が制定する「輸出許可証管理貨物目録」と「輸出許可証管理級別発行許可証目録」に従い、商務部が授権した加工貿易審査許可機関が発行する「加工貿易業務許可証」及び本弁法の第十一条に規定する輸出許可書類(輸出割当額の管理に該当するが割当額数量を使用しない商品は商務部の許可書類に基づく)、税関加工貿易輸入関税申告書と事業者の輸出契約(正本コピー)に基づき輸出許可証を発行する。

加工貿易方式にて監視監督化学品、麻薬を生成しやすい化学品、オゾン層破壊物質、及びその他の国際公約管轄の物質を輸出する場合は、本弁法第十一条に基づき輸出許可証を発行する。

第十三条 外商投資企業が輸出許可証管理に該当する貨物を輸出する場合、以下の規定に基づき手続きを行わなければならない。

外商投資企業が輸出割当額管理に該当する貨物を輸出する場合、許可書発行機関は商務部の下達する外商投資企業輸出割当額数量に基き許可証を発行する。輸出割当額入札管理に該当する貨物については、第十一条第(二)項に規定する関連許可書類を添えて提出しなければならない。

第十一条第(三)項から第(七)項及び第十二条の規定に関連する場合は、それぞれの条項に基づき処理される。

第十四条 我が国企業が外国及び香港、マカオにて投資し設立した独資、合弁、合作企業が、輸出許可証管理に該当する貨物の供給を国内から受ける場合、許可証発行機関は商務部の許可書類と商務部外国企業許可証書、又は商務部外国帯料加工組立企業許可証書に基づき、本弁法第十一条に従い輸出許可証を発行する。

第十五条 商務部が許可する対外経済技術合作経営資格を有する企業が、国外の請負工事、労務契約、設計コンサルティングなどのプロジェクト契約を履行するために輸出する設備(プラント設備を含む)、材料、施工器械及び人員の自己使用のための生活物資が輸出許可証管理に該当する貨物である場合、本弁法第十一条に基づき輸出許可証を発行する。

第十六条 国外プロジェクト自社用として輸送する必要がある輸出プラント設備が輸出許可証管理に該当する貨物である場合、本弁法第十一条に基づき輸出許可証を発行する。

第十七条 国外貸付金の返済又は補償貿易における輸出許可管理に該当する貨物は、許可証発行機関は商務部の制定する「輸出許可証管理貨物目録」と「輸出許可証管理級別許可証発行目録」に従い、商務部が下達する国外貸付金の返済或は補償貿易の輸出割当額に基づき輸出許可証を発行する。登録登記を行っていない法人、その他の組織又は個人が、国外貸付金の返済又は補償貿易業務に従事するときは、事業者代理輸出を委託し、且つ当該事業者が輸出許可証の手続きを行わなければならない。

第十八条 事業者が輸出許可証を申請するときは、本弁法に基づき事実通りに申請しなければならず、人目を欺くための不正を行ってはならず、偽装契約、偽造文書などの手段にて輸出許可証を騙し取ることを厳禁する。

#### 第四章 輸出許可証の発行

第十九条 各許可証発行機関は、年度「輸出許可証管理貨物目録」と「輸出許可証管理級別許可証発行目録」の要求に厳格に従い、規定に合致した申請を受理した日から3営業日以内に関連輸出貨物の輸出許可証を発行し、規定に違反して許可証を発行してはならない。事業者が「輸出許可証管理貨物目録」中の貨物を輸出する場合は、「輸出許可証管理級別許可証発行目録」の指定する許可証発行機関で輸出許可証を申請受領する。

第二十条 許可証局、各特派員事務所や各地方許可証発行機関は、商務部の発布する「輸出許可証管理級別許可証発行目録」に厳格に従い、輸出許可証を発行する。インターネットでの輸出許可証の申請受領を実施する場合、関連手順と規定に基づき手続を行う。

(一) 許可証局の許可証発行範囲：

1. 商務部が規定する「輸出許可管理級別許可証発行目録」に従い「輸出許可証管理級別許可証発行目録」の授權範囲内の輸出許可証を発行する。

2. 北京市における中央管理企業の輸出許可証

(二) 各特派員事務所の許可証発行範囲：

商務部が規定する「輸出許可証管理級別許可証発行目録」に従い、関連地区内にある事業者、関連地区内にある中央管理企業及び地方によって割当額を管理する北京市の中央管理企業の子会社の輸出許可証を発行する。

商務部が規定する「輸出許可証管理級別許可証発行目録」に従い、関連地区内事業者の割当額入札貨物輸出許可証を発行する。

商務部が規定するその他の貨物の輸出許可証を発行する。

(三) 各地方許可証発行機関の許可証発行範囲：

商務部が規定する「輸出許可証管理級別許可証発行目録」に基づき、当地の事業者の輸出許可証を発行する。

商務部が規定するその他の貨物の輸出許可証を発行する。

(四) 指定許可証発行機関が許可証発行する貨物：

「輸出許可証管理級別許可証発行目録」における指定許可証発行機関が許可証発行する貨物に該当する場合は、事業者は一律に指定される許可証発行機関にて輸出許可証の手続を行う。

第二十一条 各許可証発行機関は、割当額がない、割当額超過、越権或は許可証発行の範囲を超えて輸出許可証を発行してはならない。許可証発行機関の職員はその職責を履行する際に、職務怠慢をし、私利を図るための不正行為を行い、又は職権を濫用してはならず、職務の便宜を利用して他人の財物を要求し、又は法律に違反して他人の利益を図るため他人の財物を收受してはならない。

第二十二条 輸出許可証管理は「一許可証一関税」制、「一ロット一許可証」及び「非一ロット一許可証」制を実施する。「一許可証一関税」とは一つの輸出許可証につき一つの税関でのみ通関することができることを指す。「一ロット一許可証」とは輸出許可証の有効期限内で一回のみ通関使用することを指す。

次の各号のいずれかに該当する場合、「非一ロット一許可証」制を実施し、輸出許可証を発行する際、備考欄に「非一ロット一許可証」を注記しなければならない。

(一) 外商投資企業の輸出許可証管理貨物

(二) 補償貿易における輸出許可証管理貨物

(三) その他「輸出許可証管理貨物目録」の規定において「非一ロット一許可証」を実施する輸出許可証管理貨物

「非一ロット一許可証」とは、輸出許可証の有効期間内に複数回通関使用することができるが、最多 12 回を超えてはならない許可証を指す。税関が「税関検収記録欄」内に毎回通関数を記録する。

## 第五章 例外情況の処理



第二十三条 数量過剰貨物は大口、バラ積み貨物にしなければならない。過剰数量は国際貿易の慣例に従って手続を行う。即ち、輸出の大口、バラ積み貨物を税関申告する過剰数量は、輸出許可証に記載される輸出数量の5%を超過してはならない。「一ロット一許可証」制を実施しない大口、バラ積み貨物については、ロットごとに貨物を輸出する場合には、実際の輸出数量に基づいて照合のうえ差し引き、最後のロットの輸出貨物を輸出する際に、その過剰数量を当該許可証の実際剰余数量に基づき、且つ規定の過剰数量上限5%内で計算する。

許可証発行機関がこの種の輸出貨物許可証を発行するときは、輸出割当額の数量及び許可書類で査定された数量に厳格に従って発行しなければならない。且つ許可証の実際の発行数量により割当額の数量を照合のうえ差し引き、輸出割当額の数量又は許可書類に査定された数量を基礎として、更に国際貿易慣例で許可される過剰数量を上乗せして許可証を発行しない。

第二十四条 対外経済援助項目の輸出における輸出許可証管理を実施する貨物は、輸出許可証の受領を免除する。検収・通関に関する規定については、商務部、税関総署及び国家質検総局が別途に制定し、発布する。

第二十五条 国（境）外にて展覧会に参加し、又は展覧会を開催するために、海外に輸送される展示品、展示販売品、小売品の規定は以下の通りである。

(一) 国（境）外にて展覧会に参加し、又は展覧会を開催するために、持参する輸出許可証管理に該当する非売展示品は、輸出許可証の受領を免除し、税関は出国（境）経済貿易展覧会審査許可部門が展覧会開催を許可する書類と輸出貨物の関税申告書に基づき監督管理、検収を行う。展覧会参加団体は展覧会終了後6ヶ月以内に、非売展示品を全て返送し、税関が照合のうえ消しこみする。特殊状況においては、税関の同意を通して延期することができる。

(二) 国（境）外に参加し又は開催する展覧会に持参する展示販売品、小売品は、輸出許可証管理に該当する場合、展覧会参加団体は国（境）経済貿易展覧会審査許可部門の許可書類及び出国（境）経済貿易展覧会組織団体が提供する展示参加証明に基づき「級別許可証発行目録」の規定する許可証発行機関に輸出許可証を申請受領し、輸出割当額を使用しない。

(三) 監視監督化学品、麻薬を生成しやすい化学品、オゾン層破壊物質及びその他の国際公約管轄の貨物は、正常輸出手続に基づき処理し、本条第（一）、第（二）項の規定を適用しない。

第二十六条 輸出貨物サンプル及び文化交流又は技術交流のために、対外に提供する必要のある輸出許可証管理貨物に該当する貨物サンプルの規定は以下の通りである。

(一) 事業者が国(境)外に輸送する輸出許可証管理貨物に該当する貨物サンプル又は実験用サンプルで、ロットあたりの貨物価値が3万人民元(3万元を含む)以下のものは、輸出許可証の受領を免除し、税関は事業者が記入する輸出貨物サンプル関税申告書に基づき検収を行い、通関を許可する。3万元を超えるものは、正常輸出と見なし、事業者は規定に基づき輸出許可証を申請受領する。輸出許可証の備考欄に「貨物サンプル」と注記しなければならない。

(二) 監視監督化学品、麻薬を生成しやすい化学品、オゾン層破壊物質及びその他の国際公約にて管轄される貨物につき、国外に貨物サンプルを提供する場合は、正常輸出扱いで手続きを行い、本条第(一)項規定を適用しない。

第二十七条 中国政府は、両国政府間の協定又は臨時決定に基づき、対外に提供する寄付品又は中国政府、組織の友好関係をもとに相手国政府、組織に寄贈する物資、輸出許可証管理に係わる貨物は、関連協定又は決定に基づき輸出許可証を発行し、輸出割当額を使用しない。

その他の寄贈については、輸出許可証管理に係わる場合、本弁法第十一条に基づき輸出許可証を発行する。

## 第六章 輸出許可証の有効期限

第二十八条 輸出割当額の有効期限は当年12月31日まで(12月31日を含む)とし、特別に規定するものを除き、事業者は割当額有効期限内に許可証発行機関に輸出許可証を申請受領しなければならない。

第二十九条 各許可証発行機関は当年12月10日から、商務部又は各地方商務主管部門の下達する次年度の輸出割当額に基づき次年度の輸出許可証を発行することができるが、その有効期限は次年度の1月1日から始まる。

第三十条 輸出許可証の有効期限は最長6ヶ月を越えてはならず、且つ、有効期限の終了期日は当年12月31日を超えてはならない。



加工貿易方式で割当額許可証管理に該当する貨物を輸出する場合、その輸出許可証の有効期限は、「加工貿易業務許可証」で審査する輸出期限に基づき審査・発行するが、当年 12 月 31 日を超えてはならない。「加工貿易業務許可証」で審査する輸出期限が当年 12 月 31 日を超える場合、事業者はもとの許可証の有効期限内に、許可証発行機関に新年度の許可証への変更を申請しなければならない。許可証発行機関はもとの許可証を回収し、許可証発行システムの中にもとの許可証を照合のうえ消しこみを行い、使用済みの数量を差し引いた後、「加工貿易業務許可証」で審査する輸出期限に基づき、新たに新年度の輸出許可証を発行し、且つ備考欄にもとの許可証番号も注記する。

商務部は具体的状況を勘案し、ある貨物の輸出許可証の有効期限と申請受領期日を調整することができる。

輸出許可証は有効期限内において使用しなければならず、期限を過ぎた場合は自動的に失効し、税関は通関を認めない。

第三十一条 輸出許可証を有効期限内に使用しなかった場合、事業者は輸出許可証有効期限内でもとの許可証発行機関に延長を申請しなければならず、許可証発行機関はもとの許可証を回収し、許可証発行コンピューター管理システムの中でもとの許可証を抹消した後、新たに輸出許可証を発行し、且つ、備考欄に延長使用及びもとの許可証番号を注記する。

輸出許可証を有効期限内に使用し終えていない場合、事業者は輸出許可証有効期限内でもとの許可証発行機関に未使用部分の延長を申請しなければならず、許可証発行機関は許可証発行システムの中にもとの許可証を照合のうえ消し込みを行い、使用済みの数量を差し引いた後、新たに輸出許可証を発行し、且つ、備考欄に延長使用及びもとの許可証番号を注記する。

当年の輸出割当額を使用して受領した輸出許可証の延長手続きを行う場合、最長の延長は当年 12 月 31 日を越えてはならない。

輸出許可証有効期限内に延期申請を提出していない場合、輸出許可証の期限切れにより自動失効とし、許可証発行機関は許可証の延長手続きを行わず、当該輸出許可証貨物の数量は割当額所持者の自動放棄と見なす。

第三十二条 輸出許可証発行後、いかなる団体及び個人も無断で許可証の内容を変更してはならない。許可証の内容を変更する必要がある場合、事業者は輸出許可証有効期限内において輸出許可証をもとの許可証発行機関に返却し、新たに輸出許可証を申請受領する。

第三十三条 受領した輸出許可証を紛失した場合、事業者は直ちに許可証書面に注記する輸出地の税関及び関連許可証発行機関に書面で報告し、且つ全国レベルの経済系新聞に「紛失表明」を記載し、許可証は紛失表明により確実に通関していないと判断した後、当該許可証を抹消し、新たに許可証を審査のうえ発行することができる。

第三十四条 税関、工商、公安、紀検、裁判所などの機関は、許可書発行機関に輸出許可証の査問或は調査を行う必要がある場合、法に基づき関連書類を提出しなければならず、この場合、許可証発行機関は査問を受けることを許可する。

第三十五条 輸出許可証管理貨物を許可証発行機関にて調整するときは、調整日から、もとの許可証発行機関は当該貨物の輸出許可証を再発行してはならず、また、事業者の調整前の申請受領状況を調整後の許可証発行機関に報告する。事業者が調整前に申請受領した許可証は有効期限内において継続して有効である。有効期限内に使用しておらず又は使用が完了していない許可証は規定に基づき調整後の許可証発行機関で延長手続きを行う。

## 第七章 検査と処罰

第三十六条 商務部が授権する許可証局は各許可証発行機関について定期検査を行う。検査内容は、許可証発行機関の本弁法の執行情況であり、主な検査は割当額を超えていないかどうか、割当額がない場合はないか、或は越権越級により規定に違反して許可証を発行していないか、及びその他本弁法に違反していないかどうかである。検査方法は、各許可証発行機関の定期的或は不定期な自己調査と許可証局の抽出検査を合わせた方法を実施する。

許可証局は検査状況を商務部に報告しなければならない。

第三十七条 各許可証発行機関は商務部の許可証インターネット検査の規定に基づき直ちに許可証発行データを伝送し、事業者の円滑な通関と税関審査を保証する。税関がフィードバックする審査データについて真剣に照合し、直ちに許可証の使用状況を検査し、且つ存在する問題を探し出さなければならない。許可証局は定期的に照合後の税関からフィードバックされる審査データを商務部に報告しなければならない。

第三十八条 本弁法第二十一条に違反して割当額の超過や割当額なし、越権越級により許可証を発行する許可証発行機関に対しては、商務部は情状の程度によって警告、許可証発行権の一時停止又は取り消しなどの処分を与える。

第三十九条 輸出許可証を偽造し、変造し又はそれを売買する事業者は、刑法の違法経営罪又は国家機関公文書、証明書、印章の偽造・変造・売買罪に関する規定に従い、法に基づき刑事責任を追及する。刑事処罰に該当しない場合は、税関法などの関連法律法規の関係規定により処罰する。

詐欺又はその他の不当な手段で輸出許可証を取得した場合は、商務部は法に基づき輸出許可証を没収する。

商務部は、違法行為者に対し前二項で規定する行政処罰の決定効力を生じた日又は刑事的処罰の判決効力を生じた日から、一年以上三年以下の期間において、関連する対外貿易経営活動に従事することを禁止することができる。禁止期間内において、税関は商務部の法に基づく禁止決定に従い、当該事業者の関連輸出貨物に対し通関手続を行わず、外貨管理部門又は外貨指定銀行は、関連の外貨の人民元転、外貨売渡の手続を行わない。

第四十条 割当額超過や割当額なし又は越権越級によって発行する許可証を無効とする。第三十七条、第三十八条に記述する輸出許可証については、事実であると判断された場合、商務部は取り上げ処分を行う。税関の実際監督管理又は案件処理の過程において発見された上述許可証に及ぶ問題については、許可証発行部門は明確に回答しなければならない。

第四十一条 第二十五条第（一）項の関連規定に違反し、輸出許可証管理に該当する非売展示品を全て返送して税関が照合のうえ消し込みを行っていない場合、税関が商務部に通知し、商務部と出国（境）経済貿易展覧会審査部門は情状の程度により当該展示主催団体と展覧会参加団体に警告し、その出国（境）展覧プロジェクトの審査許可の一年から二年の暫定停止処分を与える。

第四十二条 許可証発行機関の職員が本弁法第二十一条に違反し犯罪を構成する場合、「中華人民共和国刑法」の関連規定に基づき刑事責任を追及する。許可証発行機関の職員が本弁法に違反するも犯罪を構成していない場合は、職場を異動させ、「中華人民共和国公務員法」第五十五、第五十六条に基づき行政処分を行う。

## 第八章 附 則

第四十三条 中国国内のその他の地区の貨物を保税倉庫や保税区、輸出加工区に搬入する場合、現行の関連規定に基づき執行する。輸出監督管理倉庫、保税区、輸出加工区の貨物を国外に輸出する場合、現行規定を執行する。

第四十四条 国境貿易項目下にある輸出許可証管理は引き続き現行の関連規定に基づき執行する。

第四十五条 「両用（転用可能）物質及び技術輸出許可証」が管轄する貨物は本弁法を適用しない。

第四十六条 商務部が本弁法を解釈する。

第四十七条 本弁法は 2008 年 7 月 1 日から施行する。同時にもとの「貨物輸出許可証管理弁法」（商務部令 2004 年第 28 号）は廃止する。